

会 長	局 長	係 長	主 査	主 査	係

深川市農業委員会総会議事録
(第 2 回)

令和8年5月29日

開 会 1 5 時 5 8 分

閉 会 1 6 時 4 3 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一	○	
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展	○	
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁		○
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭		○
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第2回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和8年5月29日（金） 15時58分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事 |
| 5 書記 | 宮谷主査 |

黒田局長	開会宣言（15時58分） 只今から、令和8年度 第2回深川市農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会におきまして板垣委員、佐々木委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。
菊入会長	お疲れ様です。新聞等で自民党の江藤委員長の農業構造転換推進委員会で、全中から新たな水田政策の考え方が示されました。その後、小野寺五典さんが会長の水田農業振興議員連盟から財務大臣への要望で、水活の後継事業で現行以上の支援水準を確保することや必要な予算の増額確保を求め、大臣からは最優先でしっかり予算つけますとの返事があったという内容が新聞等に載っておりました。自民党の委員会の報告会が全国各地十数か所、北海道は6月7日午後1時半から行うとのことですが、6月1日の要請集会や2日の全国会長大会で、具体的な内容についての説明もあるのではないかと思います。令和9年度からの改革ということでもありますので、令和9年度予算に間に合うように「骨太の方針」の内容について決定されることになるとと思います。今のところは水田活用の交付金の見直しということで、麦・大豆、水田・畑に関わらず、予算が不足しないようにという話を聞いておりますので、今後どうなっていくかはしっかりと注目していきたいと思っております。 さて、本日の総会、皆さんお疲れだと思いますが、慎重審議よろしく願いいたします。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名いたします。 19番 水野委員、20番 山川委員を指名します。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を、局長より報告します。
黒田局長	4月28日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりです。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	日程第3、委員会報告。
菊入会長	（1）農地特別委員会 開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	（資料に基づき説明）
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。

菊入会長	(2) 農民特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	日程第4、報告。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
山本係長	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は6件で、番号1番・2番および6番が売買に係るあっせん申し出、番号3番が賃貸借に係るあっせん申し出、番号5番は売買及び賃貸借に係るあっせん申出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から5番が令和8年5月1日、番号6番が令和8年5月13日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
宮谷主査	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は4件で、1番から3番が新法分、4番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	報告第3号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。

	す。番号２番は、農業委員会内規２―（１）―カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「原野」として交付しております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第３号を承認します。
菊入会長	日程第５、議案。
菊入会長	議案第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	記載の方から農地法第１８条第６項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は１件で、貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、令和８年５月１日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第１号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。
宮谷主査	ご説明いたします。記載の方より農地法第３条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は３件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号１番及び２番は、譲渡人が構成員となっている農地所有適格法人に土地を譲渡するものです。番号３番は、合意解約により返還された農地を、経営安定を図る譲受人に売買するものです。なお、申請者はこれまで経営を行っていた父親から経営を引き継ぐ予定のもので、常時従事者は世帯員等である申請者の夫、申請者の父母の３人となります。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （異議なしという声あり）

菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第3号 買入協議の要請についてを議題とします。事務局から説明願います。
成田主事	農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は1件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この1件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(異議なしという声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は11件で、番号1番から8番までが売買の案件、9番から11番までが賃貸借の案件です。番号1番及び2番は、北海道農業公社の農地売買等事業の即売りで、相続により取得した農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号1番が自己資金、番号2番がJA資金です。番号3番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号4番から8番は、北海道農業公社による農地売買等事業の買い入れです。出し手の理由としては、番号4番・6番・8番は期間満了により返還された農地を処分するためです。番号5番は老齢により経営移譲をするもので、番号7番は老齢により経営縮小をするものです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号9番以降は、賃貸借の案件です。番号9番は再設定の案件であり、期間は9年間です。番号10番及び11番は、期間満了により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも3年間です。これらの案件につきましては、令和8年6月30日に認可及び広告となる予定です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

菊入会長	(異議なしという声あり) それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
成田主事	記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請地は、農振農用地区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。申請理由は、大豆の低温貯蔵による虫害防止および品質保持を図るため、貯蔵施設を新設するもので、既存施設との複合集積化により、施設の一体的かつ効率的な管理が見込まれる計画となっております。本件は、農地法第4条第6項ただし書きにより、「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものと判断されます。なお、本申請は転用面積が30アールを超える案件であることから、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。つきましては、本件について許可相当として北海道農業会議へ意見聴取を行うこと、併せて、農業会議の意見が許可相当であった場合には、その時点で北海道に対し、当該意見を添えて送付することとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(異議なしという声あり) それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
成田主事	記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利の移転の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、いずれも都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(異議なしという声あり) それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。

菊入会長	議案第 7 号 農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	記載の法人より、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は 11 件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら 11 法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(異議なしという声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第 7 号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてを議題とします。事務局より説明願います。
山本係長	ご説明いたします。「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」を決定するため、ご審議をお願いします。記載内容については、本総会前の農民特別委員会において事前審議され、結果報告のとおり決定することが適当であると審議いただいたものです。なお、決定された内容につきましては、市ホームページ等において掲載、周知いたします。 説明は以上です。
菊入会長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。
菊入会長	(協議会 16 : 36 から 16 : 41) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第 8 号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 16 時 43 分)